

## **鳥取県中部地域での協議内容等**



# 1 鳥取県中部地域の協議体制と計画

## 背景

鳥取県中部地域（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）は、企業、学校、病院、商業施設が集中している倉吉市を中心として、ひとつの生活圏域を形成している。このような地域環境から、倉吉市を中心市とする総務省の定住自立圏構想の圏域として、定住促進、持続可能な圏域社会構築のための取組みを進めている。

圏域の公共交通は、主に鉄道と路線バスで構成され、特に路線バスは自治体をまたがる広域路線が多く、通学、通院、買物等、住民生活に密着した交通手段となっている。

しかし、近年、バス利用者は減少の一途をたどっていることから、各自治体において不採算路線の運行数の見直しなどに取り組んできましたが、広域バス路線の多い中部地域において市町単独での取組みには限界があることから、圏域全体の住民ニーズを調査し、移動実態に即した便利で効率的な公共交通ネットワークを再編する必要がある。

## 検討組織

〔中部圏域〕鳥取県中部地域公共交通協議会（平成23年度より）

〔三朝町内〕三朝町路線バス利用協議会（平成31年3月まで）

三朝町地域公共交通協議会（令和元年7月から）

## 計画の経過

平成23年3月 第1期鳥取県中部地域公共交通総合連携計画

平成28年3月 第2期鳥取県中部地域公共交通総合連携計画

平成29年3月 鳥取県中部地域公共交通に係る路線見直し案等検討業務

平成30年3月 鳥取県中部地域公共交通網形成計画

令和元年 鳥取県中部地域公共交通再編実施計画

## 2 鳥取県中部地域公共交通網形成計画

目的：

中部地域全体の公共交通ネットワークの再編にあたり市町単独での取組みには限界があることから、平成23年度に「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域の公共交通のあり方について方向性を示し、平成27年度「第2期鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」、平成28年度「鳥取県中部地域公共交通に係る路線見直し案等検討業務」を通して効率的なバス運行のあり方を検討してきた。こうした経緯を踏まえ、まちづくり、生活交通や観光二次交通ネットワークの姿を示すことを目的として「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

### 【三朝町部分】

#### 5. 未来に向けた公共交通の方向性

##### 5-6 公共交通ネットワークの体系

###### 5-6-1 幹線と支線の位置づけ

###### (1) 地域内幹線

○バス路線のうち、国庫補助路線を地域内幹線と位置付ける。これらの幹線は広域移動の役割を担っており、利用者数も多い路線となっている。

路線名	運行事業者	区間	役割
上井・三朝線	日ノ丸自働車	上吉原～倉吉駅	三朝町～倉吉市間の広域移動

###### (2) 地域内路線

○国庫補助路線以外の主に各自治体内を運行する路線を地域内支線と位置づける。これらの支線は各自治体内移動の役割を担っている。なお「三朝線」「小河内線」「穴鴨線」は倉吉市と三朝町の二つの自治体をまたがって運行されているが、国庫補助路線ではないことから地域内支線と位置付けることとする。

路線名	運行事業者	区間	運行市町
三朝線	日ノ丸自働車	生田車庫～三朝車庫前・神倉	三朝町・倉吉市
小河内線	日ノ丸自働車	海田車庫・三朝町役場内～実光	三朝町・倉吉市
穴鴨線	日ノ丸自働車	海田車庫・生田車庫～穴鴨公会堂・木地山・上西谷・下畠	三朝町・倉吉市

## 6. 目標達成のための事業

基本方針 3：効率的な運行による持続可能な公共交通の実現

《目標 5》効率的な運行

事業 5-1 効率的な運行形態への再編（地域公共交通再編事業）

### ①長大路線の効率化

#### イ. 穴鴨線・小河内線

○三朝町～倉吉市間を運行している 4 路線（上井・三朝線、三朝線、穴鴨線、小河内線）の内、利用の少ない小河内線と穴鴨線を町内路線に見直す。但し、高校生の通学や通院に利用されている穴鴨線の一部の便は従来通りの広域路線とする。

○見直した路線のうち、小学生の登下校便は定時定路線の運行とし、それ以外の路線についてはデマンド型乗合タクシー方式として予約に応じて運行する。

○見直した沿線住民の広域移動については、町内に結節点（三朝町役場前）を設け、他の広域路線に乗り換えることで対応する。

○これにより、利用人数に応じた車両で、利用がある場合のみ運行することで効率的な運行が図れるだけでなく、当該路線沿線の公共交通空白地域の解消と、適切なダイヤ設定によると町内移動利便性の向上を図ることができる。

## 3 鳥取県中部地域公共交通再編実施計画（案）

### 【三朝町部分】

#### 第2章 再編事業の内容について

##### 1 事業の内容と実施主体

表 2-1 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体

開始時期	項目	事業内容	事業主体
令和 2 年度～ 令和 3 年度	穴鴨線、小河内線の 短縮及び三朝町内の フィーダー化	穴鴨線及び小河内線の一部の便 について、路線を短縮するとともに、短縮した部分について、地域の実状やニーズに応じ、公共交通空白地有償運送、路線バス等で対応する。	日ノ丸自働車 (株)、三朝町等